

令和8年度指名停止業者一覧表

指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	備 考
1	その他不正又は不誠実な行為	東京都港区港南二丁目15番2号 (株)大林組 00-003000 代表取締役 佐藤 俊美	令和8年4月13日から 令和8年5月12日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者及びその社員2名は、令和6年12月25日、山梨県南巨摩郡富士見川町におけるトンネル新設工事に関し、鰺沢労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日、鰺沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
2	独占禁止法違反行為	東京都千代田区麹町五丁目1番地 日本ハイウェイ・サービス(株) 00-004057 取締役社長 舟久保 公雄	令和8年5月22日から 令和8年11月21日まで (6か月) ※期間特例適用	第2条第1項 別表第2第4号	左記業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為(不当な取引制限の禁止)を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
3	その他不正又は不誠実な行為	神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5 富士通Japan(株) 00-004422 代表取締役社長 長堀 泉	令和8年6月25日から 令和8年7月24日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者の元社員は、令和7年2月4日から同年3月25日、当該業者の事務所などで株式会社富士通の営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕された。
4	建設業法違反行為	大阪府大阪市中央区南久宝寺町3丁目1番8号 (株)カナデビアエンジニアリング 00-011698 取締役社長 森本 智	令和8年7月13日から 令和8年8月12日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第10号	左記業者は建設業法第15条第2項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和8年6月19日付けで法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。
5	その他不正又は不誠実な行為	東京都江東区新砂一丁目1番1号 (株)竹中土木 取締役社長 竹中 祥悟	令和8年7月13日から 令和8年8月12日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者の社員は、「近畿自動車道高架橋の耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関して、協力会社と共謀し、労働基準監督署に事実と異なる報告をしていたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により略式命令を受けた。

令和8年度指名停止業者一覧表

指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	備 考
6	公契約関係競売等妨害又は談合	東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号 (株)東京エネシス 代表取締役社長 眞島 俊昭	令和8年7月28日から 令和9年1月27日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第8号	左記業者の社員は、群馬県上野村の発注工事において、同村職員から事前に設計金額を入手した上で落札したとして、令和8年6月16日に官製談合防止法違反等の容疑で群馬県警に逮捕され、同年7月3日に起訴された。
7	その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市北区中崎一丁目2番23号 協和テクノロジーズ(株) 代表取締役 十河 元太郎	令和8年7月28日から 令和8年8月27日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者は、登録に係る点検の結果を偽って通知したとして、近畿総合通信局から令和8年5月19日付けで、電波法の規定に基づく行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を受けた。
8	その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区神田錦町一丁目1番1号 イオンディライト(株) 代表取締役 宮前 吾郎	令和8年7月28日から 令和8年8月27日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者及びその社員は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行ったとして、労働安全衛生法違反により、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
9	その他不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区広尾5丁目4番12号 東洋テクノ(株) 代表取締役社長 渡邊 芳春	令和8年9月17日から 令和8年10月16日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者及びその社員は、北海道山越郡長万部町における北海道新幹線、中ノ沢高架橋工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者一名が死亡する工事関係者事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により、令和8年3月13日付けで八雲簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。また、このことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、当該業者は国土交通省加藤地方整備局長から令和8年7月24日付けで、指示処分を受けた。